

## 秋田県こども計画（素案）に関する意見募集

児童の権利に関する条約等の精神にのっとりたこども基本法が令和 5 年 4 月に施行されました。また、政府のこども施策の基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」が、同年 12 月に閣議決定されました。こども大綱が目指すのは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」です。

こうした国の動向を踏まえ、県では、現行の「あきた子ども・若者プラン」と「すこやかあきた夢っ子プラン」を統合するとともに、こども大綱を勘案し、本県のこども施策を定める「秋田県こども計画」を策定することとし、その作業を進めています。

このたび、本計画の素案に関する皆様からの意見を次のとおり募集しますので、御意見をお寄せくださるようお願いいたします。

### 1 計画の名称

秋田県こども計画

### 2 意見の提出期間

令和 6 年 1 2 月 1 3 日（金）から令和 7 年 1 月 1 3 日（月）まで（必着）

### 3 関係資料の公表

#### （1）ウェブサイトによる公表

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」

#### （2）印刷物による公表

##### ① 閲覧場所

（ア）あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課（県庁本庁舎 5 階）

（イ）総務部広報広聴課（県庁本庁舎 1 階）

（ウ）各地域振興局総務企画部地域企画課

##### ② 閲覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

※閉庁日（土・日曜日、12/28(土)～1/5(日)、1/13(月))を除く

### 4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

※ 様式は任意ですが、参考として「意見書様式」を掲載しますので、ダウンロードし、お使いください。

## 5 意見の提出先

秋田県あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課 子育て支援チーム

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号

Fax : 0 1 8 - 8 6 0 - 3 8 9 5

電子メール : [persons@pref.akita.lg.jp](mailto:persons@pref.akita.lg.jp)

## 6 注意事項

- (1) 意見の提出にあたっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名の記載がない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。
- (2) 電話での受付や、個人的な回答はしませんのでご了承ください。

## 7 提出された意見の公表

- (1) 提出のあった意見は県の考え方を付して内容を公表しますが、その際、住所・氏名は公表しません。
- (2) 同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。
- (3) 本計画案に対する賛成・反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考えを示すことはしません。